

住宅防音事業設計図書審査補助業務及び完了確認補助業務積算指針

	区分	内容、基準額等																	
1	人件費	<p>直近の国土交通省設計業務委託等技術者単価のうち、設計業務の技師(C)の単価を採用</p> <p>標準的な作業時間(1件当たり)</p> <table border="1" data-bbox="424 748 1305 1016"> <thead> <tr> <th></th> <th>本体</th> <th>建具</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計図書の審査業務</td> <td>108.0</td> <td>81.6</td> <td rowspan="4">分</td> </tr> <tr> <td>設計図書の再審査業務</td> <td>35.0</td> <td>26.3</td> </tr> <tr> <td>関係書類による完了確認業務</td> <td>60.8</td> <td>41.5</td> </tr> <tr> <td>現地での完了確認業務</td> <td>29.2</td> <td>23.2</td> </tr> </tbody> </table>		本体	建具	単位	設計図書の審査業務	108.0	81.6	分	設計図書の再審査業務	35.0	26.3	関係書類による完了確認業務	60.8	41.5	現地での完了確認業務	29.2	23.2
	本体	建具	単位																
設計図書の審査業務	108.0	81.6	分																
設計図書の再審査業務	35.0	26.3																	
関係書類による完了確認業務	60.8	41.5																	
現地での完了確認業務	29.2	23.2																	
2	交通費	<p>ア 防衛省所管旅費取扱規則(平成18年防衛庁訓令109号)を適用するものとし、技術者の職階は「4, 3級」とする。</p> <p>イ 通常の通勤距離、通勤時間の範囲^{注1}にあつては起点^{注2}から業務場所までの旅費・交通費は原則として計上しない。</p> <p>注1: 「通常の通勤距離、通勤時間の範囲」とは、自動車を使用する場合において、起点から業務場所までの片道距離が30km程度(高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度)もしくは片道所要時間1時間程度の範囲とする。</p> <p>注2: 「起点」とは、原則として、競争に参加が可能な者のうち、業務場所に最も近い本支店又は営業所が所在する市役所等とする。</p>																	
3	諸経費	直接経費(人件費)の105.06%																	